

# 第141期 決算公告

平成19年6月22日



福島県福島市万世町2番5号

株式会社 福島銀行

取締役社長 紺野邦武

## 貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け	35,148	預金	582,114
現金	10,930	当座預金	7,973
預け	24,218	普通預金	186,626
商品有価証券	42	貯蓄預金	2,966
商品	42	通知預金	1,990
金銭の信託	1,903	定期預積	367,702
有価証券	103,416	その他の預金	13,461
国債	59,147	借外	500
地方債	2,783	外国為替	0
社債	9,586	売渡外国為替	0
株	10,909	未払外国為替	0
その他の証券	20,989	社新株	4,500
貸	465,611	株予約権付社債	1,700
割引手形貸付	4,462	その他の負債	4,595
手形貸付	55,401	未決済為替	85
証書貸付	372,104	未払法人税等	47
当座貸	33,642	未払費用	2,265
外国為替	16	前受	440
外国他店預け	16	従業員預り金	33
その他の資産	7,202	給付金	28
未決済為替	144	金融派生商品の負債	0
未収収益	1,836	賞与引当金	135
金融派生の資産	0	退職給付引当金	2,252
有形固定資産	13,745	役員退職慰労引当金	135
建物	6,229	再評価に係る繰延税金負債	1,099
土地	6,799	支払承諾	2,164
その他の有形固定資産	715	負債の部合計	599,198
無形固定資産	658	（純資産の部）	
ソフトウェア	394	資本	17,277
その他の無形固定資産	263	資本剰余金	4,839
繰延税金資産	5,768	資本準備金	4,838
支払承諾	2,164	その他資本剰余金	0
貸倒引当金	△ 9,165	利益剰余金	4,492
		利益準備金	164
		その他利益剰余金	4,328
		別途積立金	2,300
		繰越利益剰余金	2,028
		自己株	△ 22
		株主資本合計	26,586
		その他有価証券評価差額金	108
		土地再評価差額金	618
		評価・換算差額等合計	727
資産の部合計	626,513	純資産の部合計	27,314
		負債及び純資産の部合計	626,513

損益計算書

平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		16,955
資金運用収益	13,478	
貸出証券利息配当	12,104	
有価証券利息	1,320	
預け金の利息	50	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	2,417	
受入為替手数料	674	
その他の役務収益	1,742	
その他の業務収益	57	
外国為替売却益	12	
商有価証券売却益	0	
国債等債権売却益	26	
その他債権売却益	2	
その他の業務収益	16	
株式等売却益	1,001	
株金の信託運用益	742	
その他経常収益	3	
その他経常収益	255	
経常費用		15,389
資金調達費用	1,031	
預借金の利息	862	
社債の金利	21	
その他の支払利息	147	
役務取引等費用	1,004	
支払為替手数料	147	
その他の業務費用	857	
その他の業務費用	36	
国債等債権売却損	14	
国債等債権売却損	7	
国債等債権売却費用	14	
営業の経常費用	7,911	
貸倒引当金繰入額	5,404	
貸出金の償却	660	
株式等売却損	2,326	
株式等償却	7	
その他経常費用	64	
その他経常費用	2,345	
経常利益		1,565
特別利益		355
固定資産処分益	0	
償却資産処分益	354	
特別損失		309
固定資産処分損失	60	
減損損失	148	
その他特別損失	100	
税引前当期純利益		1,611
法人税、住民税及び事業税		23
法人税等調整額		△ 31
当期純利益		1,620

## 貸借対照表注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（株式については決算期末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	3年～15年
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
9. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果



ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

- 17. 関係会社の株式総額 19百万円
- 18. 関係会社に対する金銭債権総額 5,231百万円
- 19. 関係会社に対する金銭債務総額 1,665百万円
- 20. 有形固定資産の減価償却累計額 14,359百万円
- 21. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,398百万円
- 22. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 23. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,056百万円、延滞債権額は22,928百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は99百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,421百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,506百万円であります。  
なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 27. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、6,366百万円であります。
- 28. 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の期末残高の総額は、17,051百万円であります。  
なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,229百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額31,280百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
- 29. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取

引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,462百万円であります。

**30.** 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 594百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,400百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,301百万円及び定期預け金214百万円を差し入れております。

子法人等の借入金の担保として、有価証券794百万円を差し入れております。

また、その他の資産に、保証金200百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

**31.** 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,519百万円

**32.** 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。

**33.** 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。

**34.** 新株予約権付社債は、永久劣後特約付社債1,700百万円であります。

**35.** 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,580百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,580百万円減少しております。

36. 1株当たりの純資産額 120円92銭

37. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、68 百万円であります。

38. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下41. まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	42	0

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
地方債	997	988	△9	—	9
その他	5,986	5,986	△0	86	86
外国証券	5,986	5,986	△0	86	86
合計	6,984	6,975	△9	86	95

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	10,323	10,465	141	919	777
債券	69,903	68,850	△1,052	15	1,068
国債	60,159	59,147	△1,011	4	1,015
地方債	1,781	1,786	4	7	3
社債	7,962	7,916	△45	4	50
その他	13,697	14,790	1,092	1,173	81
外国証券	8,337	8,386	48	111	62
投資信託	5,360	6,403	1,043	1,062	18
合計	93,924	94,105	181	2,108	1,927

なお、上記の評価差額から繰延税金負債72百万円を差し引いた額108百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

また、当期において、その他有価証券で時価のある株式について64百万円減損処理しております。

減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可

能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

39. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	3,521	769	21

40. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債	1,670
子法人等株式及び関連法人等株式 子法人等株式	2
関連法人等株式	17
その他有価証券 非上場株式	423
投資事業組合出資金	212

41. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内(百万円)	5年超10年 以内(百万円)	10年超 (百万円)
債券	36,379	15,879	6,583	12,675
国債	32,940	8,930	4,601	12,675
地方債	369	2,192	221	—
社債	3,069	4,756	1,760	—
その他	—	5,474	2,462	6,435
外国証券	—	5,474	2,462	6,435
合計	36,379	21,354	9,046	19,110

42. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,903	1

43. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,297百万円であります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予

め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

44. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	8,478 百万円
退職給与引当金損金算入超過額	901 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	289 百万円
有価証券評価損	674 百万円
繰越欠損金	3,643 百万円
その他	446 百万円
繰延税金資産小計	14,433 百万円
評価性引当額	△8,592 百万円
繰延税金資産合計	5,841 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△72 百万円
繰延税金負債合計	△72 百万円
繰延税金資産の純額	5,768 百万円

45. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は27,314百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示しております。

② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の

「その他の資産」として表示しております。

③「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

#### 46. 重要な後発事象

平成 18 年 9 月 27 日に発行した第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（永久劣後特約付）（総額 45 億円）につき、平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 5 月 16 日までの間に、新株予約権の権利行使による新株への転換が行われております。その内容は、以下のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債の減少	200 百万円
資本金の増加額	100 百万円
資本準備金の増加額	100 百万円
増加した株式の種類及び株数	普通株式 1,529 千株

(注) 平成 19 年 5 月 17 日から当該効力発生日までの新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金の額並びに普通株式の株数は含まれておりません。

47. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は9.92%であります。

### 損益計算書注記

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	73 百万円
役員取引等に係る収益総額	25 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	38 百万円

#### 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役員取引等に係る費用総額	32 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	119 百万円

その他の取引高の総額

代位弁済額	176 百万円
-------	---------

#### 3. 関連当事者との間の取引

##### (1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 割合%	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子法人等	福島保証 サービス 株式会社	福島県 福島市	10	信用 保証業	5 〔65〕	2人	各種 ローンの 債務保 証	債務保証	68,505	—	—
								保証料 (注)2	22	未払費用	1
								債務保証履 行に伴う代 位弁済	176	—	—

(注) 1 「議決権の所有割合」欄の〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技

術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の議決権を行使することに同意しているもの」による所有割合であります。

- 2 保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当期における債務者の支払額は135百万円、当行の支払額は22百万円となっております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 割合%	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員 の 近親者	佐藤 勝信 (注1)	—	—	農業	—	—	—	融資取引	—	貸出金	14
								利息の 受取(注2)	0	前受収益	0

(注) 1 当行の監査役佐藤理幸の近親者であります。

- 2 取引条件及び取引条件の決定方針等

融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

4. 1株当たり当期純利益金額 7円64銭
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 7円34銭
6. 「その他の経常費用」には、債権売却損2,103百万円を含んでおります。
7. 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュフローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ10ヶ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
福島県内	事業用資産 1ヶ所	土地・建物	88
福島県内	遊休資産 9ヶ所	土地・建物	60

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

8. 「その他の特別損失」は、過年度役員退職慰労引当金繰入額であります。
9. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成していません。

連結貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	35,199	預 金	580,571
商 品 有 価 証 券	42	借 用 金	1,858
金 銭 の 信 託	1,903	外 国 為 替	0
有 価 証 券	103,656	社 債	4,500
貸 出 金	462,345	新 株 予 約 権 付 社 債	1,700
外 国 為 替	16	そ の 他 負 債	6,173
そ の 他 資 産	9,571	賞 与 引 当 金	135
有 形 固 定 資 産	17,591	退 職 給 付 引 当 金	2,259
建 物	6,230	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	135
土 地	6,812	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,099
その他の有形固定資産	4,548	支 払 承 諾	2,164
無 形 固 定 資 産	925	負 債 の 部 合 計	600,597
ソ フ ト ウ ェ ア	406	( 純 資 産 の 部 )	
その他の無形固定資産	519	資 本 金	17,277
繰 延 税 金 資 産	6,139	資 本 剰 余 金	4,849
支 払 承 諾 見 返	2,164	利 益 剰 余 金	4,659
貸 倒 引 当 金	△ 10,364	自 己 株 式	△ 99
		株 主 資 本 合 計	26,687
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	108
		土 地 再 評 価 差 額 金	618
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	727
		少 数 株 主 持 分	1,178
		純 資 産 の 部 合 計	28,593
資 産 の 部 合 計	629,191	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	629,191

連結損益計算書

平成 18 年 4 月 1 日から  
平成 19 年 3 月 31 日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		20,102
資 金 運 用 収 益	13,494	
貸 出 金 利 息	12,116	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,325	
コーポレートローン及び買入手形利息	50	
預 け 金 利 息	1	
そ の 他 の 受 入 利 息	1	
役 務 取 引 等 収 益	2,392	
そ の 他 業 務 収 益	41	
そ の 他 経 常 収 益	4,174	
経 常 費 用		18,290
資 金 調 達 費 用	1,079	
預 金 利 息	861	
借 用 金 利 息	66	
社 債 利 息	147	
そ の 他 の 支 払 利 息	3	
役 務 取 引 等 費 用	972	
そ の 他 業 務 費 用	36	
営 業 経 費	8,136	
そ の 他 経 常 費 用	8,065	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	889	
そ の 他 の 経 常 費 用	7,176	
経 常 利 益		1,811
特 別 利 益		355
固 定 資 産 処 分 益	0	
償 却 債 権 取 立 益	355	
特 別 損 失		309
固 定 資 産 処 分 損 失	60	
減 損 損 失	148	
そ の 他 の 特 別 損 失	100	
税金等調整前当期純利益		1,858
法人税、住民税及び事業税		115
法人税等調整額		△ 23
少数株主利益		256
当期純利益		1,509

## 連結計算書類の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

株式会社 ふくぎんリース（子法人等）

福島保証サービス 株式会社（子法人等）

福銀ユーシーカード 株式会社（子法人等）

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社

会社名

株式会社 東北バンキングシステムズ（関連法人等）

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

### (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

## 連結貸借対照表注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等（株式については連結会計年度末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。

6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得し



一定の年数（10年又は5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（1,420百万円）については、10年による按分額を費用処理しております。

また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を6年から5年に変更しております。これにより、「その他経常費用」が9百万円増加しております。

13. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

（会計方針の変更）

従来、役員退職慰労引当金は支給時に費用処理することとしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）の公表を契機として、当期より会社内規に基づき当連結会計年度末要支給額を引当計上する方法に変更しております。この変更に伴い、当連結会計年度の発生額35百万円は営業経費に、過年度分100百万円は特別損失に計上しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は35百万円、税金等調整前当期純利益は135百万円それぞれ減少しております。

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップを行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。
16. 消費税及び地方消費税（以下消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
17. 関係会社の株式総額 44百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 23,804百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,398百万円
20. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,071百万円、延滞債権額は22,966百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第

1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

**22.** 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は99百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

**23.** 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,421百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

**24.** 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,558百万円であります。

なお、**21.** から**24.** に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

**25.** ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、6,366百万円であります。

**26.** 貸出債権証券化（CLO-Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金の元本の期末残高の総額は、17,051百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,229百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額31,280百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

**27.** 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,462百万円であります。

**28.** 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,389百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,400百万円

借入金 800百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,301百万円及び定期預け金214百万円を差し入れております。

なお、その他資産に保証金敷金200百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

**29.** 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、

当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める路線価及び第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,519 百万円

- 30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 500 百万円が含まれております。
- 31. 社債は、劣後特約付社債 4,500 百万円であります。
- 32. 新株予約権付社債は、永久劣後特約付社債 1,700 百万円であります。
- 33. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,580 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ 1,580 百万円減少しております。

- 34. 1 株当たりの純資産額 121 円 67 銭
- 35. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下**38.**まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	42	0

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
地方債	997	988	△9	—	9
その他	5,986	5,986	△0	86	86
外国証券	5,986	5,986	△0	86	86
合計	6,984	6,975	△9	86	95

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	10,400	10,525	124	922	798
債券	69,903	68,850	△1,052	15	1,068
国債	60,159	59,147	△1,011	4	1,015
地方債	1,781	1,786	4	7	3
社債	7,962	7,916	△45	4	50
その他	13,847	14,942	1,095	1,176	81
外国証券	8,337	8,386	48	111	62
投資信託	5,510	6,556	1,046	1,064	18
合計	94,151	94,318	166	2,115	1,948

なお、上記の評価差額から繰延税金負債66百万円を差し引いた額100百万円のうち少数株主持分相当額△8百万円を控除した金額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について64百万円減損処理を行っております。

減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

36. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	3,536	774	21

37. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債	1,670
その他有価証券 非上場株式	426
投資事業組合出資金	212

38. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以 内(百万円)	5年超10年 以内(百万円)	10年超 (百万円)
債券	36,379	15,879	6,583	12,675
国債	32,940	8,930	4,601	12,675
地方債	369	2,192	221	—
社債	3,069	4,756	1,760	—
その他	—	5,474	2,462	6,435
外国証券	—	5,474	2,462	6,435
合計	36,379	21,354	9,046	19,110

39. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,903	1

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,549百万円であります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

41. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△2,194百万円
年金資産（時価）	—
未積立退職給付債務	△2,194
会計基準変更時差異の未処理額	426
未認識数理計算上の差異	47
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△539
連結貸借対照表計上額の純額	△2,259
前払年金費用	—
退職給付引当金	△2,259

42. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」

(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日) が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号) 別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日) により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は27,406百万円であります。

(2) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(4) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

① 「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

② 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

#### 43. 重要な後発事象

当行が、平成18年9月27日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(永久劣後特約付)(総額45億円)につき、平成19年4月1日から平成19年5月16日までの間に、新株予約権の権利行使による新株への転換が行われております。その内容は、以下のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債の減少	200 百万円
資本金の増加額	100 百万円
資本準備金の増加額	100 百万円
増加した株式の種類及び株数	普通株式 1,529 千株

(注) 平成19年5月17日から当該効力発生日までの新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金の額並びに普通株式の株数は含まれておりません。

44. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は10.21%であります。

## 中間連結損益計算書注記

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 7円14銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 6円85銭
4. 「その他の経常費用」には、貸出金償却2,363百万円を含んでおります。
5. 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュフローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ10ヶ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
福島県内	事業用資産 1ヶ所	土地・建物	88
福島県内	遊休資産 9ヶ所	土地・建物	60

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

6. 「その他の特別損失」は、過年度役員退職慰労引当金繰入額であります。